

## へのお知らせ

あたらし たいさく にほん で ひと ぎのうじっしゅう しけん う  
新しいコロナウイルスへの対策で、日本を出ることができない人、技能実習の試験を受ける  
ことができない人、「特定技能1号」に在留資格を変える準備ができていない人のためのルー  
ルをつくりました。

### ① にほん で 出ることができない人

→ 「特定活動（6か月・働くことができる）」か「特定活動（6か月・働くことができ  
ない）」に在留資格を変えることができます。

※「特定活動（6か月・働くことができる）」は、今までと同じ仕事をする人、（いま  
でと同じ仕事が見つからない場合）今までの仕事と関係のある仕事をする人だけです  
（会社は変えることができます。）。

※「特定活動（6か月・働くことができない）」は、仕事をすることはできませんが、  
あたらし しごと さが あたらし しごと み かつたときは、「特定活動（6か  
月・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

※「特定活動（6か月・働くことができない）」や「短期滞在」など、働くことができ  
ない在留資格の人は、アルバイトをするための許可を申し込むことができます（「資格外  
かつどうきよかしんせい しかがいかつどうきよか う ばあい しゅうかん あいだ  
活動許可申請」といいます。）。資格外活動許可を受けた場合は、1週間の間に28  
じかん  
時間までアルバイトをすることができます。

※新しい仕事を探すときに、条件を満たしていれば、雇用保険の給付（基本手当）をも  
らうことができます。

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-8.pdf>

※日本を出ることができない理由が続く人は在留期限を長くすることができます。  
こうしん  
（更新ができます。）

### ② ぎのうじっしゅう しけん う 受けることができない人

→ 試験を受けて、次のレベルの技能実習を始めるまで「特定活動（4か月・働くことが

できる)」に在留資格を変えることができます。  
※今までと同じ会社で仕事をする人だけです。

③ 今までの会社で働くことができなくなった人

→ 新しく技能実習をする会社が見つからない人で、「特定技能1号」の在留資格で働くことを目指す人は、「特定活動(最大1年・働くことができる)」に在留資格を変えることができます。

※ 技能実習が終わった後も、日本を出ることができない人も在留資格を変えることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html)

↓ ↓ ↓ ここから下は技能実習2号を終わる人への案内です。 ↓ ↓ ↓

④ 「特定技能1号」に在留資格を変える準備ができていない人

→ 準備ができるまで「特定活動(4か月・働くことができる)」に在留資格を変えることができます。

※今までと同じ会社で仕事をする人だけです。

※ 新しいコロナウイルスへの対策で、入管に出す書類を簡単にしています。

※ 「技能実習3号」を終わった人も在留資格を変えることができます。

※ 準備ができていない人は、「特定技能1号」に在留資格を変えることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

⑤ 「技能実習3号」へ在留資格を変えたい人

→ 優良と認められた会社で技能実習をする人は、「技能実習3号」に在留資格を変えることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

★ わからないときは、入管（Regional Immigration Services Bureau）<sup>にゅうかん</sup> 出入国在留<sup>しゅつにゅうこくざいりゅう</sup>  
<sup>かんりきょく</sup> 管理局<sup>しつもん</sup>）に質問してください。

外国人<sup>がいこくじん</sup>在留<sup>ざいりゅう</sup>総合<sup>そうごう</sup>インフォメーションセンター（月～金 8:30～17:15）<sup>げつ きん</sup>

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112（IP、PHS、<sup>がいこく</sup>外国から）

地方<sup>ちほう</sup>出入国在留<sup>しゅつにゅうこくざいりゅう</sup>管理局<sup>かんりきょく</sup>

<sup>さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
札幌<sup>さっぽろ</sup>出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

<sup>せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
仙台<sup>せんだい</sup>出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

<sup>とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
東京<sup>とうきょう</sup>出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234（IP、PHS、<sup>がいこく</sup>外国から）

<sup>よこはましきょく</sup>  
横浜<sup>よこはま</sup>支局 TEL 045-769-1720

<sup>なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
名古屋<sup>なごや</sup>出入国在留管理局 TEL 052-559-2150

<sup>おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
大阪<sup>おおさか</sup>出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

<sup>こうべしきょく</sup>  
神戸<sup>こうべ</sup>支局 TEL 078-391-6377

<sup>ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
広島<sup>ひろしま</sup>出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

<sup>たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
高松<sup>たかまつ</sup>出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

<sup>ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</sup>  
福岡<sup>ふくおか</sup>出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

<sup>なはしきょく</sup>  
那覇<sup>なは</sup>支局 TEL 098-832-4185